

## 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

## 独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る中止の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めを中止したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第4条第1項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	7
(3) 中止の理由	①事務の廃止又は終了
(4) 中止の理由の詳細 ※(3)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(5) 中止の年月日	2024年03月19日

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	徳島県
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-2：不妊治療費用の補助に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第九の項 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年五月三十日法律第五十号) 第1条	徳島県こうのとり応援事業実施要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1 目的この要綱は、不妊治療のうち体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受けた夫婦に対して、特定不妊治療に要する費用の一部の助成（以下「助成」という。）を行うことにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		徳島県こうのとり応援事業実施要綱徳島県こうのとり応援事業実施要領

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号	徳島県こうのとり応援事業実施要綱 第7の2
事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	特定不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ハ	徳島県こうのとり応援事業実施要領 第4（5）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の3項1号ニ	徳島県こうのとり応援事業実施要領 第4（3）
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
---------------	------------------	------------------

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2024年06月07日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	